

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01491

研究課題名(和文) 社会主義体制における個人の経済活動と自由

研究課題名(英文) Personal Economic Activity and Freedom under Socialist Russia

研究代表者

河本 和子 (KAWAMOTO, Kazuko)

一橋大学・経済研究所・研究員

研究者番号：50376399

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究計画の下で、社会主義体制における財産権とそれに付随する問題群を研究した。主な成果は次の通りである。第一に、社会主義体制下で財産権と相続権がどのようなロジックで正当化されていたかを明らかにした。第二に、戦間期ソ連で外国人投資家がなぜどのような特権を許されたか、その特権がどのように制約されていたかを明らかにした。第三に、第二次世界大戦中の婚姻および離婚の制度について分析し、戦争という異常事態下でどのような制度的変更がなされたかを明らかにした。第四に、スターリン後のソ連における割賦販売制度導入を分析し、計画経済体制下での信用創出の在り方を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会主義体制は、通常、自由主義体制とは対極にある政治体制と理解されている。この二項対立的な理解には国際政治上の対立も影響を及ぼしている。確かに自由主義体制と社会主義体制の間には、自由主義を採用するかどうかという根本的な差異があるけれども、本研究があきらかにしたところによれば、財産権および相続権の保障、割賦販売制度の導入など、自由主義諸国と同様の制度を取り入れている。異なるのは、それぞれの制度の存在を正当化する理念的根拠であり、制度の作り方である。本研究は、二項対立的理解を排し、両体制間の差異を具体的な制度の検討を通じてより繊細に明らかにした点に学術的かつ社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：In this research project, I examined the issues surrounding property rights within the socialist system. The main findings are as follows: First, I revealed the logic by which property rights and inheritance were justified under the socialist regime. Second, I shed light on why foreign investors were granted certain privileges in the Soviet Union during the interwar period and how these privileges were gradually restricted. Third, I analyzed the institutional changes regarding marriage and divorce during the Second World War, revealing the changes made under the extraordinary circumstances of war. Lastly, I examined the introduction of the installment sales system in the post-Stalin Soviet Union, elucidating the generation of credit in a planned economy.

研究分野：ソ連史

キーワード：ソ連史 ソ連民法 計画経済 社会主義

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19（共通）

1．研究開始当初の背景

長期的な研究の目的は、ソ連の政治体制の特質を明らかにすることであり、本研究はその一部をなす。ソ連は政治においても経済においても自由主義を採用せず、その意味で人間の自由を大いに制約したと理解されている。こうしたシンプルな議論は完全な誤りではないとはいえ正確でもなく、ソ連の社会主義体制に対する理解をゆがめるのはもちろん、それと対比された我々の自由主義への理解も平板なものにしかねない。

こうした観点から注目されるべきは、ソ連における財産およびそれにかかる権利の問題である。社会主義を目指すには経済的な平等が不可欠と考えられており、それゆえに、初期のソヴェト政権は土地の社会化、企業および銀行の国有化によって私的所有制度を否定し、相続権も廃止した。ところが、社会主義が実現したと政権が宣言した後に、私的所有権に代えて個人所有権という概念が導入され、相続権とともに法律で保障されると憲法で定められた。このことは何を意味するのか、どのようにして財産は社会主義政権の下で正当化されたのか、といった疑問が、研究を始める背景をなす問題関心となった。

2．研究目的

社会主義体制下における財産の取り扱いを、具体的な文脈において検討することを目的とする。研究ごとに、以下のように目的がそれぞれ設定された。

第一に、ソヴェト政権は、社会主義を目指して私的所有権を廃止し、相続権も廃止した。しかし、個人所有権という概念を生み出し、また相続権を保障するに至った。こうした転換はどのような論理に基礎づけられていたのかを明らかにする。

第二に、ソヴェト政権は、内戦後に経済復興のために外国から投資を呼び込もうと、外国人投資家に一定の利権と財産にかかわる特権を与えた。どのような理屈でいかなる特権が与えられたか、外国人投資家の地位がどのように変化していったかを明らかにする。

第三に、第二次世界大戦中の婚姻および離婚について、前線での不均衡な男女関係も含めて分析する。戦争という異常事態の下で何が起き、それに応じてどのような変更が制度に加えられたのか明らかにする。

第四に、スターリン後のソ連では住宅建設と消費財生産に力が入れられ、人々の生活水準向上が図られ、購買力向上のために割賦販売制度が導入された。計画経済の下でどのような信用創出の仕組みが考えられたかを明らかにする。

3．研究の方法

まず、研究の基礎を固めるため、先行研究および関連研究の渉猟を行った。2019年度にはロシア国立図書館（ロシア連邦モスクワ市）で資料調査を行い、経済史や法制度史に関する先行研究を主として収集した。モスクワ滞在中に、ロシア国立政治社会史公文書館オンライン・アーカイブより、ロシア国内からのみアクセスが可能な関連資料をダウンロードした。

以後、2020 年度および 2021 年度には新型コロナウイルス感染症問題ゆえに渡航が叶わなかったため、日本国内の図書館およびデータベースで資料を収集したほか、ロシア国立政治社会史公文書館オンライン・アーカイブ内の海外からアクセス可能な部分から資料を得た。2022 年度においては、感染症問題を理由として研究期間の延長を許されていたものの、同年 2 月 24 日にロシアがウクライナ侵攻を開始したため渡航が叶わず、前 2 年度と同様の収集を行った。このほか、関連する研究書を購入した。

収集した資料と購入した書籍を突き合わせて読み、分析を行った。得られた知見を基に口頭報告を行い、また論文にまとめた。

4 . 研究成果

(1) 財産権と相続権

ソヴェト政権は、1917 年の十月革命直後に土地を社会化し、企業および銀行を国有化して私有財産制度の廃止へ踏み出した。このように個人の財産は制限され、加えて 1918 年 4 月に相続は原則として廃止された。その後、経済復興のために市場的手法を一部取り入れた新経済政策の下で新民法が制定され、制限付きながら相続制度が復活した。当時の解説によると、相続制度の復活は厳しい経済状況を受けての妥協策であったが、社会主義政権らしい要素も備えていた。すなわちソ連の相続制度では相続人の範囲が狭く、遺言がある場合を除いては均等に相続することとされた。これらの点が、資本主義諸国でのブルジョワ的な相続とは異なると主張された。

1920 年代末から急進的な社会主義建設が始まり、新経済政策による妥協の時期は終焉を迎えた。しかしながら相続制度が廃止されることはなかった。社会主義が基本的に成立したことを前提とした 1936 年憲法において、個人所有という概念が導入され、私的所有と区別された財産所有のあり方が定められた。さらに、個人所有財産につき、相続の権利が法律で保障されると明記された。このことは、社会主義理念に基づいて財産権と相続権が正当化されたことを意味する。

こうした正当化を可能にしたのは、勤労者が搾取によってではなく自ら稼いだ財産は当該勤労者に帰属すべきであり、その財産の処分も当人に任せられるべきだという極めて社会主義的な思考であった。国有セクターが主たる位置を占める経済体制において財産として個人が持ち得る範囲に制約はあったとはいえ、ソヴェト政権は、社会主義理念に則って個人の財産権および相続権を正当化したと言える。

(2) 外国人投資家への特権付与

上に述べたように、相続制度の再導入は厳しい経済状況を受けての妥協の産物であった。妥協の相手として重要であったのは、外国人投資家である。相続制度が存在していた方が、海外からの投資を呼び込みやすいという判断があったという。実際、外国人投資家に対しては、法定相続額の上限を撤廃するという措置が採られた。

外国人投資家は、国内で投資する代わりに石油採掘などの利権を与えられた。ソヴェト政権は国内では調達しがたい資金を工業化のために得られる一方で、資本家を頼みにすることは社会主義化という目的からすれば後退であった。このようなジレンマを背景として、コンセッション事業は実のところ拡大しなかった。

こうした中、一国で社会主義を実現するという方向性が共産党指導部で採られ、対外関係の悪化がこの路線を後押しした。潜在的な敵国からやってきた外国人投資家に対して敵意が向けられるようになったのは不思議ではない。外国人投資家によるコンセッション事業は、1920年代末以降の急進的な社会主義化の中で急速に縮小していき、1938年には1事業を残すのみとなった。ソ連における外国資本の活動は意味を失い、外国人資本家への特権も同様に意味を失った。ソ連国内に存在する外国人は、基本的に労働者あるいは農民という勤労者から構成されるようになったとされる。

ソ連は一国で社会主義をなしとげようとし、外国との経済的つながりを薄くしていくこととなった。経済的孤立は、長期的な悪影響をソ連経済に及ぼした。さらに、経済的孤立は政治的孤立も招き、戦間期のソ連は政治経済両面にわたる孤立の中に残された。

(3) 第二次世界大戦下の婚姻・家族

ソヴェト政権は革命以降、男女平等を推進しており、結婚と離婚の自由を法的に定め、婚姻の内外を問わず子供はすべて平等とした。私有財産制を廃止することで、財産を受け渡す器としての家族は死滅し、この結果、男女は自由に結びつくようになると考えられた。他方で家事育児は女性の仕事という観念は消えなかった。

急進的な社会主義化以降、家族の死滅を肯定した政策は放棄されていき、代わって家族の強化が打ち出された。背景にあるのは出生率の低下や監護されない子供の増加である。このような政策変更は、社会主義化の成功と結びつけられた。すなわち、社会主義的な家族は、資本主義下のそれと異なり、倫理的により強固な存在になるはずだという理屈である。こうして第二次世界大戦直前のソ連では、家族に対する軽率な態度が戒められ、離婚の自由が狭められたり、子に対する扶養料が給与に対する百分比で法定されたりした。

戦争に突入すると、男女平等教育を受けた若い女性たちが男性と並んで前線へ出ようとするという現象が起き、実際に様々な形で女性たちは前線で活動することになる。戦争という極限状況の下で、建前としての男女平等は否定されずとも、こうした若い女性たちの立場は、同僚にも上位者にも男性が圧倒的に多い軍において弱く、性的に搾取されることも珍しくはなかった。かつ、道徳的に非難されるのはもっぱら女性の方であった。

戦中には出生数が激減することとなり、これを受けて1944年7月に家族法に多子奨励と母子の保護を中核目的とした重大な改正が施されることとなり、離婚が困難化され、父子関係の樹立は父母の婚姻関係に依存することとされ、父親確定訴訟は廃止され、婚外子の母への国家扶助が設けられた。重要なポイントは、この改正が、人口損失を埋めるべく婚外子の出生を促しつつも、婚外子に法的な父親を与えず、扶助も低額であって、婚外子の出生奨励

策としては中途半端だったという点である。戦争直前の道徳重視路線が、婚外子の出生奨励を阻み、婚外子を生んだ女性の冷遇を招いたと言える。

(4) 戦後の割賦販売制度

スターリン後、住宅建設が大規模に行われ、消費財の生産を増大させる政策が採られた。建設されたばかりの新しいアパートに入居する家族は、新居のために家具や食器などの購入に乗り出した。このような状況を背景に、1959年に割賦販売制度がソ連で初めて導入された。割賦販売制度により、人々はモノを手に入れる自由を従来よりも拡大させることができた。

割賦販売制度導入にあたり課題もあった。第一に、社会主義経済体制の下で、信用供与の仕組みを市場に依拠せずに作らなければならない。第二に、信用を与えすぎて人々が大きな借金を負う事態を避けなければならない。つまり、高価なモノを以前より自由に買えるが、人々が借金漬けにならない信用供与の仕組みを整える必要が国家に生じた。

連邦政府は購入可能者、購入可能場所、購入対象商品、購入手続について制度の大枠を作り、連邦構成共和国政府にかなりの裁量をゆだねた。その結果、共和国によって制度に一定のばらつきがあるものの、信用供与は販売店が行い、最終的には国家が保証すること、購入するさいに職場から給与証明をとる必要があり、それと支払い期間によって購入可能額が決まること、支払いは給与から天引きされること、不払いの場合でも商品は手元に残ること、といった共通点がある。

ソ連における割賦販売制度は、信用取引という資本主義国と同じ手法をとりつつ、国家が自ら信用を供与するところに特徴の一つがある。また、購入者、購入可能商品、購入方法、価格に様々な形で制約を設け、購入者が購入できる範囲を狭めている。これらの制約は、同時に、購入者が支払不能に陥る可能性を低め、販売者が代金を回収できない可能性も低くした。国家が双方を保護しようとした制度と言える。

(5) その他：ロシアのウクライナ侵攻

新型コロナウイルス感染症問題で研究期間が延長されることになった2022年、ロシアはウクライナに侵攻した。従来取り組んできたソ連史研究を生かしつつ、侵攻について専門家にインタビューを行い、それらをまとめ、総論を書くという形で分析に取り組んだ。また、ソ連時代から通底するロシアの行動のあり方について日本総研において講演を行った。

インタビューおよび総論はNIRA 総合研究開発機構のウェブサイトに公表されており、万人がアクセス可能である。日本総研における講演も、当該研究機関の研究者たちに役立てていただけると期待している。戦争という不幸な事態に直面してという意味で悲しくはあるが、これまでの研究によって社会に直接的に貢献できたと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Kawamoto Kazuko	4. 巻 42
2. 論文標題 Socialism and the Right of Inheritance: A Discussion on the Reform of the Soviet Civil Law in the Late 1930s	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Japanese Slavic and East European Studies	6. 最初と最後の頁 1~16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.5823/jsees.42.0_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 河本和子	4. 巻 106
2. 論文標題 第二次世界大戦中ソ連における結婚と離婚：社会主義による自由および道徳	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 31~58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 河本和子	4. 巻 201
2. 論文標題 戦間期ソ連におけるコンセッションと対外経済関係：外国人の権利を通して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 82-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Kazuko Kawamoto	4. 巻 82号
2. 論文標題 Socialism and the Right of Inheritance: A Discussion on the Reform of the Soviet Civil Law in the Late 1930s	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一橋大学経済研究所ロシア研究センター・ワーキングペーパー	6. 最初と最後の頁 1~19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 河本和子
2. 発表標題 第二次世界大戦中のソ連における結婚と離婚
3. 学会等名 ロシア・東欧学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 河本和子
2. 発表標題 戦間期ソ連におけるコンセッションと対外経済関係：外国人の権利を通して
3. 学会等名 新興市場比較経済分析：中国・ロシア・東欧
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 河本和子
2. 発表標題 スプートニクのソ連：軍需産業からオカルトまで
3. 学会等名 冷戦期科学技術政策の変容に関する国際比較研究 スプートニク事件を転換点として
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kazuko Kawamoto
2. 発表標題 Socialism and the Right of Inheritance: A Discussion on the Reform of the Soviet Civil Law in the Late 1930s
3. 学会等名 The 10th East Asian Conference on Slavic Eurasian Studies (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 河本和子
2. 発表標題 フルシチョフ期ソ連における割賦販売の開始
3. 学会等名 世界秩序転換期における新興市場
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 河本和子編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 公益財団法人NIRA総合研究開発機構	5. 総ページ数 105
3. 書名 ロシアのウクライナ侵攻 不可解で残酷な戦争は何を意味するか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------